

約款 対比表

平成 25 年 7 月 29 日

(赤字部分は追加、赤字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第36条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第23条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の証拠金取引における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。なお、「オプション口座」のみの解約は受けませんが、「証拠金口座」のみの解約は受けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) お客様が店頭デリバティブ取引を行うにあたり、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等により取引を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(16) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき</p> <p>(17) お客様の年齢が、満76歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき</p> <p>(18) 新設</p>	<p>第36条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第23条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の証拠金取引における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。なお、「オプション口座」のみの解約は受けませんが、「証拠金口座」のみの解約は受けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) お客様が店頭デリバティブ取引を行うにあたり、店頭デリバティブ取引システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等により取引または店頭デリバティブ取引システム以外のツール等により、店頭デリバティブ取引システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または店頭デリバティブ取引システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(16) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき</p> <p>(17) お客様の年齢が、満76歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき</p> <p>(18) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または店頭デリバティブ取引システムおよびインターネットの脆弱性もしくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不当な行為により取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき等、お客様が店頭デリバティブ取引を利用することが不相当だと当社が判断したとき</p>

現 行	変 更 後
<p>(19) 新設</p> <p>(18) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し本口座の解約の申し出をしたとき</p>	<p>(19) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っている当社が判断したとき</p> <p>(18) (20) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し本口座の解約の申し出をしたとき</p>
平成 25 年 4 月 1 日現在	平成 25 年 7 月 29 日